

「南都留合同庁舎」自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付契約に係る一般競争入札公告

自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付契約に係る一般競争入札を次のとおり実施します。

令和7年12月10日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件

次の貸付物件ごとに入札に付します。

施設名：南都留合同庁舎

所在地：都留市田原二丁目13-43

貸付物件番号	貸付場所	貸付面積	設置台数	販売品目
1	庁舎1階建物内の自動販売機・ゴミ箱設置スペース（手前）	1.525m ² (幅1.2m×奥行1m) (幅0.5m×奥行0.65m)	1台	清涼飲料等 (缶、ペットボトル容器)
2	庁舎1階建物内の自動販売機・ゴミ箱設置スペース（奥）	1.525m ² (幅1.2m×奥行1m) (幅0.5m×奥行0.65m)	1台	清涼飲料等 (缶、ペットボトル容器)

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(貸付期間の更新はありません。)

(3) 用途

自動販売機(飲料)の設置・運営に限ります。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- ② 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 法人にあっては山梨県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- ⑤ 山梨県税を滞納していないこと。
- ⑥ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ⑦ この公告の日から開札までに山梨県から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。

3 募集要項の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

富士・東部地域県民センター（都留市田原二丁目13-43）

(2) 配布期間

令和7年12月10日（水）から令和8年1月27日（火）までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日山梨県条例第6号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という）を除く。）の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

4 現地説明会

(1) 集合場所

南都留合同庁舎 1 階小会議室

(2) 日時

令和 7 年 12 月 22 日(月) 午前 10 時 00 分

5 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか提出書類を下記の申込場所まで持参又は郵送してください。

(1) 申込期間

令和 8 年 1 月 13 日(火)から令和 8 年 1 月 27 日(火)までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時から午後 5 時まで（郵送の場合は令和 8 年 1 月 13 日(火)から令和 8 年 1 月 27 日(火)までの消印有効）

(2) 申込場所

富士・東部地域県民センター(都留市田原二丁目 13-43)

6 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日 時：令和 8 年 2 月 20 日(金) 午前 10 時 00 分

場 所：南都留合同庁舎 4 階大会議室 A

(2) 無効な入札

- ・ 入札に参加する資格のない者がした入札
- ・ 入札に関して不正の行為があった入札
- ・ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難い入札
- ・ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
- ・ 1 物件につき、1 人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は 1 人で 2 以上の代理をした者の入札
- ・ 入札書の入札数字を訂正した入札
- ・ 担当職員の指示に従わない者がした入札
- ・ 「入札公告」及び「募集要項」に違反する入札

7 落札者の決定

- ・ 県が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、販売種類の多様化を確保し、複数の事業者への貸付けを推進するため、貸付物件番号 1 及び 2 については、同一事業者による複数設置を制限する方式とします。ついては、貸付物件番号 1 を落札順位 1 とし、貸付物件番号 2 を落札順位 2 として落札順位を定め、その順に開札を行い、落札順位 1 で落札者（又は採用者）として決定した者（以下「上位落札者等」という。）が提出した落札順位 2 の入札書は無効とします。なお、落札順位 2 において他に有効な入札書の提出がない場合又は予定価格以上の有効な入札書がない場合は、上位落札者等の入札書は無効とせず有効とします。
- ・ 落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

ただし、契約金額が 50 万円以上の場合は契約金額の 100 分の 10（1 円未満切上げ）の契約保証金

の納付が必要となります。

- (3) 契約書作成の要否
要

- (4) その他
詳細は、募集要項によります。